

第 8 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第221号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「19,300円」を「24,400円」に改め、同項第222号中「17,900円」を「18,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したのものに対する改正後の第2条第1項第221号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。